

学校給食費の返金に係る取り扱いの一部変更について

明石市学校給食会

平素より、本市学校給食の円滑な実施にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、学校給食費の取り扱いにおいて、学年行事等の一定の事由により児童が給食を欠食した場合、欠食分に相当する学校給食費を返金しているところですが、今年度より下記の事由に該当する場合の返金を行わないこととなりましたので、ご理解いただきますようお願いいたします。

記

1. 変更点

区分	事由	返金額
変更前 (平成25年度まで)	インフルエンザ等による学級・学年閉鎖があった場合	1食あたりの給食費相当額×欠食日数
変更後 (平成26年度以降)	インフルエンザ等による学級・学年閉鎖があった場合	<u>返金しない</u>

2. 見直しを行う理由

学級・学年閉鎖は急遽実施することになるため、この期間に使用を予定していた給食物資の多くについては購入をキャンセルすることは非常に困難です。このため、実際には欠食で返金しているにもかかわらず、閉鎖等にかかる給食物資購入費を支払わざるを得ない状況となっていました。

このため、物価高騰や消費税増税にともなって現在の学校給食費の範囲内で十分な学校給食物資を賄うことが厳しくなっていることや、インフルエンザや感染性胃腸炎等の拡大による学級閉鎖のリスクが年々増してきている状況などを勘案し、今後の学校給食費負担(保護者負担)の抑制を図るため、返金基準の見直しを行うものです。

お問い合わせ先

明石市学校給食会(教育委員会事務局学事給食課内)

☎(078) 918-5056